

# 小規模貯水槽の清掃機関及び水質検査機関について

## ◎清掃機関

清掃は、専門的な知識、機能を有するものに行わせるのが望ましいとされていますので、京都府に登録がある清掃機関を推奨致します。

### ★清掃機関

京都府のホームページより

京都府のホームページからサイト内検索で「建築物飲料水貯水槽清掃業事業者一覧」と検索 ⇒  
建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録制度 ⇒ 京都府知事登録事業者一覧 ⇒  
建築物飲料水貯水槽清掃業事業者一覧

<http://www.pref.kyoto.jp/seikatsu/kenchikubutsu.html>

## ◎水質検査機関

水質検査は、厚生労働省に登録がある検査機関を推奨致します。

水質検査は衛生管理のためにとっても重要な検査ですので、出来るだけ受けて下さい。

また、検査機関から改善等の助言を受けたときは、すみやかに改善等を行って下さい。

なお、長岡京市の指導があった場合はそれに従って下さい。

### ★定期の検査

厚生労働省のホームページより

厚生労働省 ⇒ 政策について ⇒ 分野別の政策一覧 ⇒ 健康・医療 ⇒ 健康 ⇒  
水道対策 ⇒ 水道水質情報 ⇒ 水質検査 ⇒ 検査機関 ⇒ 水質検査機関 ⇒  
水質検査機関登録簿

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/O2a.html>

(検査を行う区域が京都府の事業者の水質検査を依頼してください。)

### ★臨時の検査

厚生労働省のホームページより

厚生労働省 ⇒ 政策について ⇒ 分野別の政策一覧 ⇒ 健康・医療 ⇒ 健康 ⇒  
水道対策 ⇒ 水道水質情報 ⇒ 水質検査 ⇒ 検査機関 ⇒ 水質検査機関 ⇒  
簡易専用水道検査機関登録簿

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/O2a.html>

(検査を行う区域が京都府の簡易専用水道検査事業者の水質検査を依頼してください。)